

社会保障論評23-001号 (作成日: 2023年2月4日)

「30年…少子化対策、見えぬ効果」 朝日新聞2023年2月4日付朝刊2・6面

- 「少子化傾向が今後とも続き、社会経済への影響が一層深刻化しかねない」。政府の少子化対策にこう盛り込まれたのは約30年前。…子育て家庭向けの国と地方の予算も2020年度に初の10兆円規模になった。だが効果は見えない。どうしてなのか」と問う記事である。
- 2009年に政権を獲得した当時の民主党は、所得制限のない「子ども手当」を導入したが、自民党はバラマキと批判し、2012年に政権を奪取した自公政権では所得水準を考慮した児童手当に切り替え、2022年10月から高所得者には支給しない措置を行ったばかりである。
- ところが、出生数の急減という少子化の進行状況に慌てふためき、所得制限なき児童手当の拡充を図っているというのだから、支離滅裂というしかない。厚生労働省幹部の「本気度が足りなかった」という述懐は、政府全体で受け止めなければならないものであろう。
- 一方、経済活力強化との関連で、一定所得を超えると社会保険料の負担が発生する「年収の壁」も大きな問題となっている。実質所得の減少を防ぐために労働時間を制限して社会保険料を負担せずに済む扶養の範囲内にとどまる動機への対応が必要というわけである。
- これに対して記事では、「子どもが多い世帯ほど所得税の負担が軽くなる「N分N乗方式」が国会論戦で連日取り上げられている」としている。配偶者がある場合の各国の税制には、大分違いがある ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/030.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/030.pdf)) 。
- 子どもの数も考慮したフランスの「N分N乗方式」が注目されているが、その前に、ドイツや米国で採用されている「二分二乗方式」の選択肢に注目すべきである。これは、夫婦で獲得した所得を共同獲得したものと考え、夫婦各自に帰属させて課税するものである。
- 実は、この考え方は、厚生年金の年金分割にも採用されている。ただ、残念ながら、税制が踏み込んでいないので、「離婚時」に限定したものとなっている。税制において「二分二乗方式」を原則とすれば、給付のみでなく、保険料にも適用が可能になるわけである。
- そうすれば、直接には国民年金の保険料を支払っていない第3号被保険者に対する不当な批判も、自然に解決する。片働きの場合には第2号被保険者の所得を分割し、両働きの場合には第2号被保険者同士の所得を合算分割して、社会保険料を負担してもらえばいい。
- この考え方に対しては、税制面で、高所得者に有利との声が出て来るが、その対応は、累進税率を強化するのが本来ではないか。この所得分割により配偶者（主に女性）の所得保障は向上する。分割しなければ、一層高くなる累進税と社会保険を負担することになる。
- また、結果的に第3号被保険者世帯の保険料が増えないのが問題であると批判する頑迷な向きもあろうが、税制や社会保険が公平・公正に向かえばよいわけである。なお、子育て支援では、所得制限なき定額の子ども手当の復活で、配偶者・扶養の控除は不要になる。
- もっとも、少子化対策としては、上記の改革だけでは十分ではない。根幹は、子どもを安心して産める環境の整備である。そのためには、非正規雇用の拡大などで生活困窮に陥っている人々への生活を保障するベーシック・インカムの検討も必要であろう。(以上)